

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 橿原市忌部町地内

三 測量の期間 令和七年十一月四日から令和八年三月十九日まで